

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 30 年 11 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	医療施設調査	2
	農業経営統計調査	4
2	一般統計調査の承認	13
3	一般統計調査に係る中止通知の受理	14
4	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	15
	(2) 変更	16
	(参考) 基幹統計の作成方法に係る通知の受理	17

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H30.11.22	医療施設調査	厚生労働省 政策統括官付参事官付 保健統計室
H30.11.29	農業経営統計調査	農林水産省大臣官房統計部 経営・構造統計課

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	医療施設調査
承認年月日	平成30年11月22日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
目的	医療施設（医療法に定める病院及び診療所）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、昭和23年に実施された「施設面からみた医療調査」を前身とするものであり、昭和28年からは、指定統計調査として、現在の「医療施設調査」の名称で毎年実施することとなった。</p> <p>また、昭和48年からは、都道府県等を対象として、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療施設からの開設・廃止等の申請・届出に基づく情報を把握する「動態調査」を毎月実施し、昭和50年からは、全ての医療施設を対象として、当該施設の詳細な実態を把握する「静態調査」を3年ごとに実施してきた。</p> <p>その後、平成21年4月に新統計法が全面施行されたことに伴い、基幹統計である医療施設統計を作成するための基幹統計調査として位置付けられた。</p> <p>平成23年からは、それまでの郵送調査に加え、病院を対象にオンライン調査を導入し、26年においては、一般診療所についても、試行的にオンライン調査を導入していた。しかし、平成29年調査からは、一般診療所及び歯科診療所についてもオンライン調査を可能とし、静態調査全体として、郵送調査とオンライン調査の併用するとともに、動態調査については、郵送調査を廃止し、全面的にオンライン調査で行うこととされた。</p>
調査票の構成	1－医療施設静態調査（病院票） 2－医療施設静態調査（一般診療所票） 3－医療施設静態調査（歯科診療所票） 4－医療施設動態調査票
公表備考	<p>インターネット及び印刷物（静態調査：平成30年10月、動態調査：調査対象月の翌々月下旬）</p> <p>1. 今回の承認は、平成31年1月分以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、①動態調査の報告を求める者の数の変更（保健所設置市の増加に伴う変更）、②動態調査の報告を求める事項の変更（新たな元号に改正されることに伴う表記方法の変更。平成31年（2019年）5月分調査から適用）等</p>
調査票－1	医療施設静態調査（病院票）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	病院
客体数／母集団数	8,449（平成28年8月現在）
選定方法	全数
母集団情報	医療施設基本ファイル
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	平成29年10月1日現在又は平成29年9月の1か月間
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	平成29年10月1日～11月上旬
調査事項	1. 名称、2. 所在地、3. 開設者、4. 診療科目、5. 設備、6. 従事者の数及びその勤務の状況、7. 許可病床数、8. 社会保険診療の状況、9. 救急病院・診療所の告示の有無、10. 診療及び検査の実施の状況、11. その他（1～10に関連する事項）
調査票－2	医療施設静態調査（一般診療所票）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	一般診療所
客体数／母集団数	101,469（平成28年8月現在）

選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	医療施設基本ファイル
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
把 握 時	平成 29 年 10 月 1 日現在又は平成 29 年 9 月の 1 か月間
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調 査 周 期	3 年
実施期間又は提出期限	平成 29 年 10 月 1 日～11 月上旬
調 査 事 項	医療施設静態調査（病院票）に同じ
調 査 票 - 3	医療施設静態調査（歯科診療所票）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	歯科診療所
客体数／母集団数	68,910（平成 28 年 8 月現在）
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	医療施設基本ファイル
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
把 握 時	平成 29 年 10 月 1 日現在又は平成 29 年 9 月の 1 か月間
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調 査 周 期	3 年
実施期間又は提出期限	平成 29 年 10 月 1 日～11 月上旬
調 査 事 項	医療施設静態調査（病院票）に同じ
調 査 票 - 4	医療施設動態調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	医療法、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）又は救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）に基づき、医療施設に関し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った全ての都道府県、保健所を設置する市及び特別区
客体数／母集団数	都道府県：47、保健所を設置する市：79、特別区：23（いずれも平成 30 年 4 月現在）
選 定 方 法	全数
母 集 団 情 報	対象範囲（属性）に同じ
配 布 ・ 取 集	オンライン
把 握 時	毎月 1 日～月末
調 査 組 織	厚生労働省－報告者（都道府県） 厚生労働省－都道府県－報告者（保健所を設置する市・特別区）
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査対象月の翌月 20 日
調 査 事 項	1. 開設の場合（1）名称、（2）開設年月日、（3）所在地、（4）開設者、（5）診療科目、（6）許可病床数、（7）従事者数、（8）社会保険診療の状況、（9）その他（（1）～（8）に関連する事項） 2. 変更の場合（1）名称、（2）変更年月日、（3）診療科目、（4）許可病床数、（5）その他（（1）～（4）に関連する事項） 3. 開設及び変更以外の場合（1）名称、（2）処分等の年月日、（3）処分等の種類、（4）その他（（1）～（3）に関連する事項）

【調査名】	農業経営統計調査
承認年月日	平成30年11月29日
実施機関	農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課
目的	新統計法に基づき、農業経営統計（基幹統計）を作成し、農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにするとともに、農業行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>昭和24年から実施されていた農家経済調査及び米生産費統計調査並びに同24年から同61年にかけて順次整備されてきた米以外の農畜産物に係る生産費調査を前身としている。</p> <p>農家経済調査及び米生産費統計調査については、旧統計法に基づく指定統計調査として、他の生産費に係る統計調査については、旧統計報告調整法に基づく統計報告の徴集として実施されていたものであり、これらを平成6年に統合し、同7年から名称を「農業経営統計調査」と改めて、農業経営部門別統計、農業経営動向統計及び生産費統計を作成する指定統計調査として実施されてきたものである。</p> <p>平成16年調査から、農業施策の展開に係る行政需要に応えるため、農業経営部門別統計及び農業経営動向統計を、営農類型別経営統計に再編するとともに、承認統計として実施してきた農業組織経営体経営調査を統合した。</p> <p>その後、平成21年4月に新統計法が全面施行されたことに伴い、同法に規定する基幹統計（農業経営統計）を作成するための基幹統計調査として位置付けられた。</p> <p>平成29年調査において、組織法人経営体の増加を踏まえ、同経営体における農産物（米、小麦、大豆）の生産費を把握する上で必要な調査票を追加する一方、任意組織経営体の減少を踏まえ、同経営体に関する調査票を廃止した。</p> <p>平成31年（2019年）以降の調査については、調査の簡素・効率化及び報告者の負担軽減等を図るため、経営統計調査の調査対象区分の見直し、政策ニーズに対応した標本設計の見直しをするほか、調査票についてはこれまでの3種類の調査票（「現金出納帳」、「作業日誌」及び「経営台帳」）を廃止し、経営統計調査にあつては2種類の調査票及び生産費統計調査にあつては16種類の調査票による、年1回回収の調査に変更するなど、大幅な見直しを行う。</p>
調査票の構成	<p>営農類型別経営統計</p> <p>1－営農類型別経営統計調査票（個人経営体用） 2－営農類型別経営統計調査票（法人経営体用）</p> <p>農畜産物生産費統計</p> <p>3－米生産費統計調査票（個別経営体用） 4－麦類生産費統計調査票（個別経営体用） 5－そば生産費統計調査票（個別経営体用） 6－大豆生産費統計調査票（個別経営体用） 7－原料用かんしょ生産費統計調査票（個別経営体用） 8－原料用ばれいしょ生産費統計調査票（個別経営体用） 9－なたね生産費統計調査票（個別経営体用） 10－てんさい生産費統計調査票（個別経営体用） 11－さとうきび生産費統計調査票（個別経営体用） 12－米生産費統計調査票（組織法人経営体用） 13－小麦生産費統計調査票（組織法人経営体用） 14－大豆生産費統計調査票（組織法人経営体用） 15－牛乳生産費統計調査票 16－子牛生産費統計調査票 17－育成牛・肥育牛生産費統計調査票 18－肥育豚生産費統計調査票</p>
公表	<p>インターネット及び印刷物</p> <p>（営農類型別経営統計：【概要】調査実施年の翌年10月 【詳細】調査実施年の翌々年3月頃 農畜産物生産費統計（個別経営体）：【概要】調査実施年の翌年6月（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦及びなたね）、7月（てんさい）、8月（そば、大豆、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ及びさとうきび）、10月（米、牛乳、去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛、子牛、乳用雄育成牛、交雑種育成</p>

	<p>牛及び肥育豚)</p> <p>【詳細】調査実施年の翌々年3月頃</p> <p>農産物生産費統計(組織法人経営体):【概要】調査実施年の翌年6月(小麦)、8月(大豆)、10月(米)</p> <p>【詳細】調査実施年の翌々年3月頃)</p>
備考	<p>1. 今回の承認は、平成31年(2019年)以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、①調査対象の属性的範囲(調査対象区分の見直し)、②報告を求める者(標本設計の見直し)、③報告を求める事項(以下「調査事項」という。税務申告書類や企業会計基準に即した項目に見直し)、④調査事項の基準となる期間、⑤報告を求めるために用いる方法、⑥報告を求める期間(年1回の調査へ変更)、⑦集計事項(企業会計基準に則った表章項目への統一等)等、調査計画全般の変更</p>
調査票 - 1	営農類型別経営統計調査票(個人経営体用)
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、世帯による農業経営を行う経営体のうち法人格を有しない経営体
客体数/母集団数	3,561/1,236,511
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス
配布・収集	【配布】職員・調査員 【収集】職員・調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年1月1日～12月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省-地方農政局-報告者、【北海道】農林水産省-北海道農政事務所-報告者、【沖縄県】農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	税務署に確定申告した月又は総会等により決算報告が行われた月の翌月
調査事項	1. 農業従事者の状況等の現況、2. 損益計算書、3. 貸借対照表、4. 事業収支、5. 投資と資金調達の状況、6. 主要農業固定資産の保有状況、7. 土地面積、8. 生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入、9. 制度受取金・積立金等、10. 労働の概要、11. 指定品目に係る労働時間、12. 農業生産関連事業収支
調査票 - 2	営農類型別経営統計調査票(法人経営体用)
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、世帯による農業経営を行う経営体のうち法人格を有する経営体、及び農事組合法人並びに会社組織による経営体
客体数/母集団数	972/22,478
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス、平成27年集落営農実態調査
配布・収集	【配布】職員・調査員 【収集】職員・調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年、決算の対象となった年の1年間
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省-地方農政局-報告者、【北海道】農林水産省-北海道農政事務所-報告者、【沖縄県】農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	税務署に確定申告した月又は総会等により決算報告が行われた月の翌月
調査事項	1. 決算期末月、法人化年次等の現況、2. 貸借対照表、3. 投資と資金調達の状況、4. 損益計算書、5. 事業経費(製造原価報告書、販売費及び一般管理費)、6. 役員、雇用者の給与、7. 土地面積、8. 主要農業固定資産の保有状況、9. 生産概況及び農畜産物収入、10. 農作業受託収入等、11. 制度受取金・積立金等、12. 労働の概要、13. 農業生産関連事業収支

調査票－3	米生産費統計調査票（個別経営体用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、世帯による農業経営を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）
客体数／母集団数	810／871,831
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス
配布・収集	【配布】職員・調査員 【収集】職員・調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年1月1日から12月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 生産物の販売等の状況、3. 食用米の生産のために使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 土地改良及び水利費、6. 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子、7. 建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況、8. 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況、9. 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況、10. 農具の購入費等、11. 土地の面積及び地代、12. 作業別労働時間、13. 飼料用米の作付状況、費用及び労働時間
調査票－4	麦類生産費統計調査票（個別経営体用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、世帯による農業経営を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）
客体数／母集団数	662／41,790
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス、平成26年度経営所得安定対策等加入申請者情報
配布・収集	【配布】職員・調査員 【収集】職員・調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年9月1日から8月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 生産物の販売等の状況、3. 対象品目の麦生産のために使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 土地改良及び水利費、6. 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子、7. 建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況、8. 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況、9. 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況、10. 農具の購入費等、11. 土地の面積及び地代、12. 作業別労働時間
調査票－5	そば生産費統計調査票（個別経営体用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、世帯による農業経営を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）
客体数／母集団数	121／23,495
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス
配布・収集	【配布】職員・調査員 【収集】職員・調査員・郵送・オンライン

把握時	毎年1月1日～12月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 生産物の販売等の状況、3. そばの生産のために使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 土地改良及び水利費、6. 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子、7. 建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況、8. 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況、9. 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況、10. 農具の購入費等、11. 土地の面積及び地代、12. 作業別労働時間
調査票－6	大豆生産費統計調査票（個別経営体用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、世帯による農業経営を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）
客体数／母集団数	421／42,740
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス
配布・収集	【配布】職員・調査員 【収集】職員・調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年1月1日から12月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 生産物の販売等の状況、3. 大豆の生産のために使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 土地改良及び水利費、6. 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子、7. 建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況、8. 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況、9. 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況、10. 農具の購入費等、11. 土地の面積及び地代、12. 作業別労働時間
調査票－7	原料用かんしょ生産費統計調査票（個別経営体用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、世帯による農業経営を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）
客体数／母集団数	68／5,269
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス
配布・収集	【配布】職員・調査員 【収集】職員・調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年1月1日から12月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 生産物の販売等の状況、3. でん粉原料用かんしょの生産のために使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 土地改良及び水利費、6. 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子、7. 建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況、8. 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況、9. 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況、

	10. 農具の購入費等、11. 土地の面積及び地代、12. 作業別労働時間
調査票－8	原料用ばれいしょ生産費統計調査票（個別経営体用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、世帯による農業経営を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）
客体数／母集団数	75／2,337
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス
配布・取集	【配布】職員・調査員 【取集】職員・調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年1月1日～12月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 生産物の販売等の状況、3. でん粉原料用ばれいしょの生産のために使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 土地改良及び水利費、6. 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子、7. 建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況、8. 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況、9. 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況、10. 農具の購入費等、11. 土地の面積及び地代、12. 作業別労働時間
調査票－9	なたね生産費統計調査票（個別経営体用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、世帯による農業経営を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）
客体数／母集団数	53／574
選定方法	無作為抽出
母集団情報	平成26年度経営所得安定対策等加入申請者情報
配布・取集	【配布】職員・調査員 【取集】職員・調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年9月1日～8月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 生産物の販売等の状況、3. なたねの生産のために使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 土地改良及び水利費、6. 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子、7. 建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況、8. 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況、9. 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況、10. 農具の購入費等、11. 土地の面積及び地代、12. 作業別労働時間
調査票－10	てんさい生産費統計調査票（個別経営体用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、世帯による農業経営を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）
客体数／母集団数	70／7,160
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス
配布・取集	【配布】職員・調査員 【取集】職員・調査員・郵送・オンライン

把握時	毎年1月1日～12月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 生産物の販売等の状況、3. てんさいの生産のために使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 土地改良及び水利費、6. 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子、7. 建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況、8. 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況、9. 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況、10. 農具の購入費等、11. 土地の面積及び地代、12. 作業別労働時間
調査票－11	さとうきび生産費統計調査票（個別経営体用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、世帯による農業経営を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）
客体数／母集団数	110／15,031
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス
配布・収集	【配布】職員・調査員 【収集】職員・調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年4月1日～3月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 生産物の販売等の状況、3. さとうきびの生産のために使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 土地改良及び水利費、6. 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子、7. 建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況、8. 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況、9. 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況、10. 農具の購入費等、11. 土地の面積及び地代、12. 作業別労働時間
調査票－12	米生産費統計調査票（組織法人経営体用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、個別経営体以外で農事組合法人及び会社組織による経営体。
客体数／母集団数	125／7,492
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス
配布・収集	【配布】職員・調査員 【収集】職員・調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年1月1日～12月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 生産物の販売等の状況、3. 食用米の生産のために使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 土地改良及び水利費、6. 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子、7. 建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況、8. 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況、9. 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況、10. 農具の購入費

	等、11. 土地の面積及び地代、12. 作業別労働時間
調査票－13	小麦生産費統計調査票（組織法人経営体用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、個別経営体以外で農事組合法人及び会社組織による経営体
客体数／母集団数	65／1,922
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス
配布・収集	【配布】職員・調査員 【収集】職員・調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年9月1日～8月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 生産物の販売等の状況、3. 小麦の生産のために使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 土地改良及び水利費、6. 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子、7. 建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況、8. 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況、9. 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況、10. 農具の購入費等、11. 土地の面積及び地代、12. 作業別労働時間
調査票－14	大豆生産費統計調査票（組織法人経営体用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、個別経営体以外で農事組合法人及び会社組織による経営体
客体数／母集団数	85／3,126
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス
配布・収集	【配布】職員・調査員 【収集】職員・調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年1月1日から12月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 生産物の販売等の状況、3. 大豆の生産のために使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 土地改良及び水利費、6. 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子、7. 建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況、8. 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況、9. 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況、10. 農具の購入費等、11. 土地の面積及び地代、12. 作業別労働時間
調査票－15	牛乳生産費統計調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、世帯による農業経営を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）
客体数／母集団数	422／16,767
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス
配布・収集	【配布】職員・調査員 【収集】職員・調査員・郵送・オンライン

把握時	毎年1月1日～12月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 生産物の販売等の状況、3. 調査対象畜の生産に使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 消費税、6. 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子、7. 建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況、8. 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況、9. 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況、10. 農具の購入費等、11. 搾乳牛等の所有状況、12. 作業別労働時間、13. 地代（所有地及び借入地）、14. 乳用牛の月齢別の飼育経費
調査票－16	子牛生産費統計調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、世帯による農業経営を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）
客体数／母集団数	188／35,193
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス
配布・収集	【配布】職員・調査員 【収集】職員・調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年1月1日～12月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 調査対象畜の取引状況、3. 調査対象畜の生産に使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 消費税、6. 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子、7. 出荷に要した経費、8. 建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況、9. 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況、10. 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況、11. 農具の購入費等、12. 作業別労働時間、13. 地代（所有地及び借入地）
調査票－17	育成牛・肥育牛生産費統計調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、世帯による農業経営を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）
客体数／母集団数	592／12,976
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス
配布・収集	【配布】職員・調査員 【収集】職員・調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年1月1日～12月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 調査対象畜の取引状況、3. 調査対象畜の生産に使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 消費税、6. 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子、7. 出荷に要した経費、8. 建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況、9. 自動車（自動

	二輪・三輪を含む。)の所有状況、10. 農業機械(生産管理機器を含む。)の所有状況、11. 農具の購入費等、12. 作業別労働時間、13. 地代(所有地及び借入地)
調査票 - 18	肥育豚生産費統計調査票
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、世帯による農業経営を行う経営体(法人格を有する経営体を含む。)
客体数/母集団数	100/2,003
選定方法	無作為抽出
母集団情報	2015年農林業センサス
配布・収集	【配布】職員・調査員 【収集】職員・調査員・郵送・オンライン
把握時	毎年1月1日～12月31日
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省-地方農政局-報告者、【北海道】農林水産省-北海道農政事務所-報告者、【沖縄県】農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査対象期間終了月の翌々月
調査事項	1. 経営の概況、2. 生産物の販売等の状況、3. 調査対象畜の生産に使用した資材等、4. 物件税及び公課諸負担、5. 消費税、6. 借入金(買掛未払金を含む。)及び支払利子、7. 出荷に要した経費、8. 建物及び構築物(土地改良施設を含む。)の所有状況、9. 自動車(自動二輪・三輪を含む。)の所有状況、10. 農業機械(生産管理機器を含む。)の所有状況、11. 農具の購入費等、12. 作業別労働時間、13. 地代(所有地及び借入地)

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
マンション総合調査	平成30年11月20日	国土交通省住宅局 市街地建築課マン ション政策室	これまでに講じられてきたマンション管理に関する施策の 効果及び住生活基本計画(平成28年3月18日閣議 決定)に基づくマンションに係る目標の達成状況等を 把握し、今後必要となる施策の検討を行うための基礎 資料を得ることを目的とする。	全国	2	4,200組合 8,400人	無作為抽出	郵送 オンライン	5年	平成30年11月～12 月	
食品製造業におけるHAC CPに沿った衛生管理の導 入状況実態調査	平成30年11月28日	農林水産省食料産 業局食品製造課食 品企業行動室	食品の安全と消費者の信頼の確保を図るための施策 として、危害要因分析・重要管理点(HACCP)に沿っ た衛生管理の導入を推進していく必要があるとされて いることから、HACCPに沿った衛生管理の導入状況等 の実態を把握し、諸施策の企画・立案に必要な資料を 得ることを目的とする。	全国	1	3,500企業	無作為抽出	郵送 オンライン (注1)	1年	毎年10月下旬～ 11月下旬(注2)	(注1)平成30年度調査は、郵送調査 のみ。 (注2)平成30年度調査は、平成31年 1月下旬～2月下旬。
障害者雇用実態調査	平成30年11月29日	厚生労働省職業安 定局雇用開発部障 害者雇用対策課地 域就労支援室	主要産業の民営事業所の事業主に対し、雇用してい る身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障 害者の雇用者数、賃金、労働時間、職業、雇用管理 上の措置等を産業、事業所規模、障害の種類、程度、 障害者の年齢、性別に調査し、今後の障害者の雇用 施策の検討及び立案に資することを目的とする。	全国 (一部の地域を 除く。)	1	9,400事業所	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	5年	平成30年6月1日～ 7月20日	
北海道法人企業投資状況 調査	平成30年11月30日	国土交通省北海道 局参事官付	北海道に本社、支店、工場等の事業所を有する法人 (民間)の北海道内における投資(資本形成)の実態を 把握し、北海道総合開発計画の立案とその効果的な 推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	5,700企業	無作為抽出	郵送 オンライン	1年	毎年8月下旬～ 9月下旬	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 一般統計調査に係る中止通知の受理

受理年月日	統計調査の名称	実施機関
H30.11.19	生コンクリート流通統計調査	経済産業省製造産業局 素材産業課

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた一般統計調査に係る中止通知の受理状況について掲載したものである。

4 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客位数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	「子どもの読書活動」に関するアンケート	平成30年11月2日	北九州市教育委員会総務部子ども図書館準備室	北九州市在住の子どもとその保護者に対し、家庭における読書活動の状況や保護者の意識に関するアンケート調査を行い、「新・北九州市子ども読書プラン」実施状況測定のための参考資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	3,493組	有意抽出	郵送 学校による 配布・回収	1年	平成31年1月21日～1月31日
	夏季一時金・年末一時金要求・妥結状況調査	平成30年11月5日	新潟県産業労働観光部労政雇用課	新潟県内の中小企業を中心とした民間労働組合の夏季一時金及び年末一時金の要求・妥結状況を把握し、労働行政の基礎資料とすることを目的とする。	新潟県全域	1	658組合	有意抽出	郵送	1年	毎年3月31日～6月30日 毎年11月20日～12月31日
	春季賃上げ要求・妥結状況調査	平成30年11月5日	新潟県産業労働観光部労政雇用課	新潟県内の中小企業を中心とした民間労働組合の賃上げ要求・妥結状況を把握し、労働行政の基礎資料とすることを目的とする。	新潟県全域	1	658組合	有意抽出	郵送	1年	毎年3月31日～6月30日
	ごみの減量化・リサイクルおよび適正処理に関する事業所意識調査	平成30年11月5日	堺市環境局環境事業部環境事業管理課	平成28年3月に策定した「第3次堺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」が平成32年度に中間目標年度を迎えるにあたり、第3次基本計画策定前(前回調査:平成25年度)からの事業所意識の変化や各種取組に対する認識・浸透度等を把握し、第3次基本計画改定の基礎資料を得ることを目的とする。	堺市全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	5年	平成30年12月中旬～平成31年1月中旬
	ごみの減量化・リサイクルおよび適正処理に関する市民意識調査	平成30年11月5日	堺市環境局環境事業部環境事業管理課	平成28年3月に策定した「第3次堺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」が平成32年度に中間目標年度を迎えるにあたり、第3次基本計画策定前(前回調査:平成25年度)からの市民意識の変化や各種取組に対する認識・浸透度等を把握し、第3次基本計画改定の基礎資料を得ることを目的とする。	堺市全域	1	2,000人	無作為抽出	郵送	5年	平成30年12月中旬～平成31年1月中旬
	子ども・子育てに関するアンケート調査	平成30年11月8日	仙台市子ども未来局子育て部総務課	仙台市における子どもの保護者の教育・保育施設等の利用に関する意向や子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を把握し、仙台市子ども・子育て支援に係る計画(計画期間:2020年度～2024年度、子ども・子育て支援法の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を含む。)を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	仙台市全域	2	16,200人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年11月下旬～12月中旬
	大阪市ひとり親家庭等実態調査	平成30年11月8日	大阪市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課	大阪市内のひとり親家庭等を対象に現況の課題と各制度の利用実態や充足度、市民ニーズ等について把握し大阪市ひとり親家庭等自立促進計画の基礎資料とすることを目的とする。	大阪市全域	2	11,800世帯	無作為抽出	郵送	5年	平成30年11月中旬～12月2日 平成30年11月中旬～12月9日
	家畜頭数調査	平成30年11月19日	高知県農業振興部畜産振興課	高知県の畜産振興の基礎資料とするため、2月1日現在の家畜の飼養状況について把握することを目的とする。	高知県全域	7	420飼養農家	全数	職員	1年	毎年1月上旬～2月下旬
	札幌市放課後児童クラブ利用世帯を対象としたニーズ調査	平成30年11月29日	札幌市子ども未来局子ども育成部	子育て支援に関する市民の生活実態や潜在ニーズを把握し、子ども・子育て支援方に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を改定するための基礎資料を得ることを目的とする。	札幌市全域	2	18,000世帯	全数	郵送 オンライン 放課後児童 クラブから手 渡し(または 郵送)	1回限り	平成30年12月3日～12月21日
	福岡市民の健康・社会参加に関する調査	平成30年11月30日	福岡市保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課	福岡市民の健康・社会参加に関する意識を把握し、今後の健康・社会参加における基礎資料を得ることを目的とする。	福岡市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年12月10日～12月24日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	住生活総合調査拡大調査	平成30年11月2日	新潟県土木部都市政策課	住生活総合調査の標本数上乘せ及び地域固有の課題に係る「県独自質問」を追加することにより、住宅及び住環境に対する評価、住宅改善計画等を把握し、今後の住生活政策の基礎資料を得ることを目的とする。	新潟県全域	1	4,100世帯	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	5年	平成30年11月～12月
	県内食品企業における原料農産物利用実態等調査	平成30年11月2日	長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室	県内食品企業における原料農産物の利用実態と、県産農産物に対する需要を把握し、食品企業への県産農産物の生産供給体制の構築による利用拡大を図ることを目的とする。	長野県全域	1	1,200事業所	全数	オンライン	1年	毎年5月中旬 平成30年度は、平成30年11月2日
	滋賀県景況調査	平成30年11月5日	滋賀県商工観光労働部商工政策課	滋賀県内企業の景況感を把握し、施策の基礎資料とすることを目的とする。	滋賀県全域	1	600企業	無作為抽出	郵送	四半期	5月下旬～6月中旬、8月下旬～9月中旬、11月下旬～12月中旬、2月下旬～3月中旬
	大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査	平成30年11月8日	大阪市子ども青少年局企画部経理・企画課企画グループ	子育て世帯のニーズや意識等を把握し、次期「大阪市こども・子育て支援計画(2020年度～2024年度)」を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	大阪市全域	2	60,000人	無作為抽出	郵送	5年	平成30年11月26日～12月25日
	大阪市次世代育成支援に関する若者意識調査	平成30年11月8日	大阪市子ども青少年局企画部経理・企画課企画グループ	若者の生活実態や職業観、人生観等の意識を把握し、大阪市の子ども・子育て支援事業計画(2020年度～2024年度)を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	大阪市全域	1	8,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	5年	平成30年12月7日～平成31年1月11日
	住生活総合調査拡大調査	平成30年11月12日	仙台市都市整備局住宅政策課	住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で、また、次期仙台市住生活基本計画の検討に係る基礎資料を得ることを目的とする。	仙台市全域	1	2,436世帯	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	5年	平成30年11月24日～12月17日
	青少年の携帯電話等使用に関する保護者アンケート調査	平成30年11月21日	奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課	改正「奈良県青少年の健全育成に関する条例」の平成25年10月施行に伴い、奈良県内青少年の携帯電話等使用の実態を把握し、奈良県が推進するフィルタリング普及対策の基礎資料を得ることを目的とする。	奈良県全域	1	1,500人	有意抽出	生徒に持ち帰らせた上で保護者が記入し、生徒に学校まで持参させる	1年	毎年12月中旬～1月上旬
	新潟市景況調査	平成30年11月29日	新潟市経済部産業政策課	新潟市内の民営事業所について景気動向を把握し、地域産業の振興施策を検討するうえでの基礎資料とすることを目的とする。	新潟市全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	半年	上期:毎年7月上旬～7月下旬 下期:毎年1月上旬～1月下旬
	北九州市雇用動向調査	平成30年11月30日	北九州市産業経済局総務政策部雇用政策課	北九州市内事業所の雇用動向(従業員の推移、採用状況等)を調査・分析し、今後の雇用対策を行うに当たっての基礎資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	1,500事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年1月上旬～1月下旬

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

(参考) 基幹統計の作成方法に係る通知の受理

受理年月日	基幹統計の名称	作成機関
H30.11.2	鉱工業指数	経済産業省大臣官房 調査統計グループ経済解析室
H30.11.29	国民経済計算	内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部企画調査課

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた基幹統計（統計調査以外の方法により作成される基幹統計に限る。）に係る作成方法の通知の受理状況について掲載したものである。